

ぐんまゼロ宣言住宅促進事業補助金交付要綱

	令和 3 年 6 月 1 日林振第 30363－ 1 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日林振第 30363－ 2 号
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日林振第 30363－ 1 号
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日林振第 30363－ 1 号
一部改正	令和 7 年 4 月 1 日林振第 30363－ 1 号

(趣旨)

第 1 条 知事は、2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」並びに林業・木材産業の自立化・成長産業化の実現のため、必要な省エネルギー性能及び創エネルギー性能を備え、県産木材を使用した「ぐんまゼロ宣言住宅」（以下「ゼロ宣言住宅」という。）の普及を促進するグループに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和 31 年群馬県規則第 68 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 「ぐんま優良木材」とは、群馬県内の森林から合法的な手続を経て伐採された素材丸太を原材料とした製材品であつて、ぐんま優良木材品質認証センター（以下「品質認証センター」という。）が定める「ぐんま優良木材製品品質規格基準」に適合することを認証された製材品をいう。

(2) 「群馬県産木材」とは、群馬県内の森林から合法的な手続を経て伐採された素材丸太を原材料とし製造された木材加工製品であり、集成材、単板積層材（LVL）、直交集成板（CLT）、釘接合集成板（NLT）、木ダボ接合積層材（DLT）をいう。

(4) 「ぐんま優良木材認証工場」とは、品質認証センターが認証する、ぐんま優良木材を生産する製材工場をいう。

(5) 「ぐんまゼロ宣言住宅供給促進事業」（以下「供給事業」という。）とは、別表 3 に定めるものをいう。

(6) 「ぐんまゼロ宣言住宅 PR 事業」（以下「PR 事業」という。）とは、別表 3 に定めるものをいう。

(7) 「適合証」とは、補助対象となる個別の住宅について、ゼロ宣言住宅の要件を満たしていることを示すために、品質認証センターから交付される検査済み書類をいう。

(8) 「代表者」とは、ぐんまゼロ宣言住宅促進事業を実施するグループの代表で、別表 1 に定める業務等を行うものをいう。

(9) 「戸建住宅」とは、民間資金により建築される、持ち家、貸家、給与住宅、又は分譲住宅で、専用又は併用等の種類や工法にかかわらず、木造一戸建ての建物をいう。

(10) 「集合住宅」とは、長屋建、共同住宅等 1 つの建物内に 2 つ（戸）以上の住宅があるものをいう。

(補助事業者及び交付要件)

第 3 条 補助金の交付の対象となるものは、別表 1 に定めるグループ（以下「グループ」という。）とする。

2 グループの代表者及び構成員は、次の各号のいずれにも該当する者であつてはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。））

(2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））

- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 3 補助金の対象となるゼロ宣言住宅は、別表2-1及び2-2に定めるとおりとする。

(補助金額)

第4条 この補助金の対象となる供給事業、PR事業及びグループコーディネート（以下「補助事業」という。）の補助金額及び補助率は、別表3に定めるとおりとする。

(事業計画認定申請及び内示)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、グループ事業計画認定申請書（別記様式第1号）により、別に定める日までに知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、認定申請者に交付内示通知書（別記様式第2号）により通知する。この場合において、知事は、内示する内容について必要に応じて調整するものとする。

(交付申請及び交付決定)

- 第6条 前条第2項の内示を受け、補助事業を行おうとする者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請書（別記様式第3号）に別表4に掲げる書類を添付し、別に定める日までに知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（別記様式第4号）により補助事業者へ通知する。

(交付条件)

- 第7条 知事は、補助金の交付について規則第6条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
- (1) 補助事業者は、補助事業の執行において第3条第2項各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、知事に報告し、警察に通報しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例、他の規則の定め及び補助金の交付の目的に従って誠実に事業を行わなければならない。
 - (3) 補助事業者は、善良な管理者の注意をもって事業を行わなければならない。
 - (4) 補助事業者は、補助事業の効果を判定するために行う調査に協力しなければならない。

(ゼロ宣言住宅推進協定)

- 第8条 補助事業者は、第6条第2項の決定を受けた後、初めての事業を実施する前までに、別に定めるゼロ宣言住宅推進協定締結要領に基づくゼロ宣言住宅推進協定（以下「協定」という。）を知事と締結しなければならない。ただし、既に知事と協定を締結しているグループが継続して補助事業を申請する場合は、この限りでない。
- 2 協定の期間は、協定締結の日から令和13年3月31日までとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、補助事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第7条第2項に定める概算払により補助金を交付することができる。

- 2 前項の規定による概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、概算払請求書（別記様式第5号）に別表4に掲げる書類を添付し、品質認証センターを経由して知事に請求しなければならない。
- 3 知事は、前項の概算払請求書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、概算払決定通知書（別記様式第6号）により補助事業者へ通知し、補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 補助事業者は、規則第9条第1項の規定による知事の承認を得ようとするときは、変更承認申請書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 規則第9条第1項第1号の規定による知事があらかじめ認める軽微な変更は、別表5に掲げる重要な変更以外の変更とする。
- 3 規則第9条第1項第2号の規定により交付決定された全ての補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第9条第2項の規定により知事に指示を受けるときは、その理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、第1項の変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の変更交付を決定するとともに、変更交付決定通知書（別記様式第9号）により補助事業者へ通知する。
- 6 知事は、第3項の事業中止（廃止）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業中止（廃止）承認書（別記様式第10号）により補助事業者へ通知する。

(事業の繰越し)

第11条 補助事業者は、やむを得ない理由により事業の全部又は一部を翌年度に繰り越す必要があるときは、繰越承認申請書（別記様式第11号）を知事に提出しなければならない。ただし、繰越しは、供給事業のうち、ぐんま優良木材及び群馬県産木材の使用検査が完了しているものに限る。

- 2 補助事業者は、繰越しを必要とする額が確定したときは、直ちに繰越額確定計算書（別記様式第12号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の繰越し承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、繰越承認書（別記様式第13号）により補助事業者へ通知する。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、知事が別に指定する日までに規則第11条の規定による実績報告書（別記様式第14号）に別表4に掲げる書類を添付し、品質認証センターを経由して知事に提出しなければならない。

(額の確定及び補助金の交付)

第13条 知事は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その額を確定するとともに、補助金額の確定通知書（別記様式第15号）により補助事業者へ通知し、補助事業者が指定する口座に振り込むものとする。

(書類等の整備)

第14条 補助事業者は、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間、本事業に係る帳簿や書類等を保存しておかなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し事業に係る書類の提出を求めることができる。

(補助金交付の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が本要綱に違反したとき、又は虚偽の報告など補助金の交付に関して不正な行為があったと認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日に施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日に施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日に施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日に施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日に施行し、令和7年度事業から適用する。

別表 1

グループに係る要件（要綱第 3 条関係）

区分	内 容
構 成	1. 県と令和 12 年度までのゼロ宣言住宅推進協定を締結すること 2. ぐんまゼロ宣言住宅（別表 2）の供給棟数に応じて、グループの構成は①～③のいずれかを満たすこと ①戸建住宅の供給棟数が 10 棟以上の申請の場合 ・必須構成員をそれぞれ 1 社以上含む、2 社以上で構成すること。 ②戸建住宅の供給棟数が 3 棟以上であって 10 棟未満の申請の場合 ・住宅供給事業者を 3 社以上、ぐんま優良木材認証工場を 1 社以上含む、4 社以上で構成すること。 ・別記様式第 1 号付を提出すること ③集合住宅の供給棟数が 1 棟以上の申請の場合 ・必須構成員をそれぞれ 1 社以上含む、2 社以上で構成すること。
構 成 員	1. 必須構成員 ① 住宅供給事業者（所属するグループは 1 つに限る） 群馬県内に事業所を有し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 下欄の建築工事業の許可を受けていること。 ② ぐんま優良木材認証工場 第 2 条第 2 号の認証工場であること。 2. その他の構成員 グループが必要と判断する事業者
代 表 者	グループの代表者として、次の業務を担当する者を 1 つ定めること。 ① 補助事業に係る業務（文書作成、申請、受領（じゅりょう）、その他）を統括して行うこと。 ② 補助事業に係る補助金の受領を代表して行い、グループの方針に沿って正しく運用を行うこと。 ③ 県が行うグループ又は構成員を対象とした調査等に対し、回答及び必要な調整を行うこと。 ④ グループの運営に必要な業務を行うこと。

別表 2－1

ぐんまゼロ宣言住宅（戸建住宅）の要件（要綱第 3 条関係）

次の 1～3 の区分要件を全て満たし、県内で供給される戸建住宅で、併用住宅においては、住宅部分の床面積が総床面積の 1/2 以上のもの		
区 分	内 容	
1. 省エネルギー性能	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 35 条第 1 項第 1 号に基づく誘導基準を満たすこと。	
	基 準 値	
	外皮性能	UA 値及び η AC 値：各地域区分に対応した数値 $\left(\begin{array}{l} \text{UA} : \text{外皮平均熱貫流率 (w/m}^2\text{K)} \\ \eta \text{ AC} : \text{冷房機の平均日射熱取得率} \end{array} \right)$
2. 創エネルギー性能	一次エネルギー消費量基準	BEI : 0.8 以下 $\left(\text{BEI} : \frac{\text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \right)$
	太陽光発電等再生可能エネルギーによる発電設備を導入すること。 ただし、太陽光発電等再生可能エネルギーによる発電設備の導入が困難であると特に認められる場合は、この限りではない。	
3. 県産木材の使用	主要構造部（※ 1）にぐんま優良木材を 3 m ³ 以上使用すること。	

※ 1 在来工法については、土台・柱・梁（はり）をいい、桝組壁工法については構造として使用する部材をいう。

表 2－2

ぐんまゼロ宣言住宅（集合住宅）の要件（要綱第 3 条関係）

次の 1～2 の区分要件を全て満たし、県内で供給される集合住宅	
区 分	内 容
1. 省エネルギー性能	『ZEH-M』、『Near y ZEH-M』又は『ZEH-M R e a d y』の基準を満たしていること。なお、BELS による証明を必須とする。 ※太陽光発電等再生可能エネルギーによる導入が困難であると特に認められる場合は、この限りでない。その場合は、『ZEH-M O r i e n t e d』の基準を満たしていること。
2. 県産木材の使用	主要構造部の 30%以上にぐんま優良木材及び群馬県産木材を使用すること。

※1 主要構造の考え方は別表 2－1 と同じ。

※2 ZEH-M の定義は、「ZEH の定義（集合住宅）」（平成 31 年 3 月経済産業省資源エネルギー庁）による。

別表 3

補助事業（要綱第 4 条関係）

事業名	内容	補助対象	補助金額 補助率	その他条件
供給事業 （戸建・集合住宅共通）	ぐんまゼロ宣言住宅に使用したぐんま優良木材及び群馬県産木材の量	1. 在来軸組工法 構造体（軸組、小屋組、床組（土台含む））に使用される部材及び内装材 2. 枠組壁工法 構造材に使用する部材及び内装材	ぐんま優良木材及び群馬県産木材使用量 1 m ³ 当たり 12,500 円	
グループコーディネート	グループが供給したぐんまゼロ宣言住宅（戸建）の棟数	戸建住宅の供給量	1 棟 当たり 20,000 円	
P R 事業	事業採択グループが、ぐんまゼロ宣言住宅の P R に要する経費	報償費 : 外部講師謝礼等 食料費 : グループ会議開催時等の茶菓（弁当は除く） 需用費 : チラシ作成費等 使用料等 : 土地、会場の借上、利用料金等 原材料費 : P R を目的とした加工用材料の購入費等 その他 : 知事が必要と認める経費	補助対象経費の 1 / 2 以内 上限 30 万円	① P R 事業は、供給事業の交付決定と同一年度の採択とする。

別表 4

添付書類（要綱第 6 条、第 9 条、第 12 条関係）

申請	供給事業	P R 事業
交付申請	1. 構成員のうち、住宅供給事業者の建築業許可書等の写し 2. 暴力団排除に関する誓約書 3. ぐんまゼロ宣言住宅推進協定要領に基づく申請書（1 部）及び協定書（2 部）	
概算払	1. 品質認証センターから発行された対象物件の適合証 2. 計画進捗表	1. 申請する事業費の根拠となる資料
実績報告	1. 品質認証センターから発行された対象物件の適合証	1. 報告する事業費の根拠となる資料

別表 5

重要な変更（要綱第 10 条関係）

事業	内容
共通	1．グループ構成員の変更
供給事業	1．補助金額の変更を伴う供給棟数の増又は 20 パーセントを超える減 2．補助金額の変更を伴うぐんま優良木材及び群馬県産木材使用量の増又は 20 パーセントを超える減
P R 事業	1．補助金額の変更を伴う事業費の増又は 20 パーセントを超える減
グループコーデ ィネート	1．補助金額の変更を伴う供給棟数の増又は 20 パーセントを超える減